

## 型式指定を受けるまでの流れ

Q. 型式指定を受けたい製品は1 2品目に入っていますか？

- ・搬送式インターホン
- ・一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置
- ・広帯域電力線搬送通信設備
- ・誘導式読み書き通信設備（13.56MHzを使用するリーダ・ライター）
- ・超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー
- ・電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
- ・無電極放電ランプ
- ・一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置

はい↓ いいえ→ 個別許可等

Q. 申請者は、日本人又は日本国内の法人で且つ製造業者又は輸入業者ですか？

はい↓ いいえ→ 型式指定を受けることはできません。

Q. 登録証明機関等で試験成績を取得していますか？

製品が技術的要件を満たしていますか？

はい↓ いいえ→ 規定に適合するか確認が必要です。

適合していない場合は、型式指定を受けることはできません。

申請書と添付書類、試験成績書を本社の所在地を管轄する総合通信局に提出します。  
(本社住所が関東管内であれば関東総合通信局に書類を提出してください。)

↓

審査の結果、申請書の補正及び追加資料の提出を求める場合があります。

↓

型式指定（通知書交付）

↓

法令の定めによる、製造業者等の氏名又は名称、型式名及び指定番号を告示します。  
製造業者又は輸入業者は製品に指定番号を入れた型式指定のマークを表示します。